北海道警察本部および方面本部の掲示板の設置場所を定める告示

北海道警察本部告示第46号

昭和43年7月1日

改正 昭和46年北海道警察本部告示第31号、49年4月5日第34号、55年10月2日第44号、 59年1月5日第1号、62年2月23日第9号、平成7年10月12日第52号、10年10月27 日第103号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第54条の規定に基づく北海道警察本部及び方面本部の掲示板の設置場所を次のように定め、昭和43年7月1日から施行する。

交通反則通告実施機関名	掲 示 板 の 設 置 場 所
北海道札幌方面交通反則通告センター	札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 1 番地 1 北海道警察本部庁舎前
北海道函館方面交通反則通告センター	函館市五稜郭町15番5号 北海道警察函館方面本部庁舎前
北海道旭川方面交通反則通告センター	旭川市 6 条通10丁目2231番地の 1 北海道旭川方面旭川中央警察署庁舎前
北海道釧路方面交通反則通告センター	釧路市黒金町10丁目5番地の1 北海道警察釧路方面本部庁舎前
北海道北見方面交通反則通告センター	北見市青葉町 6 番 1 号 北海道警察北見方面本部庁舎前

改正(昭和46年警察本部告示第31号) 昭和46年3月20日から適用する。

改正(昭和49年警察本部告示第34号)

昭和49年4月20日から施行する。

改正(昭和55年警察本部告示第44号)

昭和55年10月13日から施行する。

改正(昭和59年警察本部告示第1号)

昭和59年2月6日から施行する。

改正(昭和62年警察本部告示第9号)

昭和62年2月23日から施行する。

改正(平成7年警察本部告示第52号)

平成7年10月16日から施行する。

改正(平成10年警察本部告示第103号)

平成10年11月1日から施行する。